d　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値
L　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
L’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
P　：別添６のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈡ニ）Bに定める料金の額（単位：円）
P’　：別添６のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
R’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
t　：消費税率

⑥　平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ　割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）し、平日の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添６のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈡又は㈣を適用する場合を除く。

100－W（単位：パーセント）

㈱　上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈣を適用する場合を除く。

（L＋L’1＋L’2－W）÷（L＋L’1＋L’2）×100（単位：パーセント）

㈱　上記式においてL、L’1、L’2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
L’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
L’2：別添６のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）
W　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。
月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。
月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

㈣　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（a×((L R＋L’1 R’1）×（1－W÷100）＋L’2 R’2）＋150×（1－W÷100））×t＋P×（1－W÷100）＋P’

ただし、上記式において、（a×((L R＋L’1 R’1）×（1－W÷100））＋L’2 R’2）＋150×（1－W÷100）×t又はP×（1－W÷100）のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてa、L、L’1、L’2、P、P’、R、R’1、R’2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
L　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
L’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
P　：別添６のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈣ニ）Bに定める料金の額（単位：円）
P’　：別添６のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
R’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Bに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
W　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。
t　：消費税率

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（a×((L R＋L’1 R’1）×d＋L’2 R’2）＋150×d）×t＋P×d＋P’